

〈書評〉

西道彦著『現代貿易取引における
CIF 条件の研究』

— CIF 契約の書類売買性と船積書類の EDI 化 —

(同文館 1998年8月28日刊)

日本大学商学部教授・商学博士

国際商取引学会会長

新

堀

聰

I

貿易取引(国際物品売買)に関する商学的・法学的研究を行う学問を総称して貿易商務論と呼んでいる。この分野は、戦後、上坂酉三、浜谷源蔵、石田貞夫、朝岡良平、来住哲二、中村弘などの諸先生のご尽力によって一時隆盛を極めたが、最近では若い研究者が漸減しており、将来に不安を抱かせる状況となっている。その原因は、日本が豊かになり、貿易実務の理論を修得することが緊急に必要な状況ではなくなったこともあろうが、貿易商務論専攻の学者として認められるためには、この方面的理論を理解しているだけでは不十分で、商学的な実践的知識を持つことが要求されるからである。すなわち、一通りの実務知識が必要な上に、契約法、国際売買法、インコタームズ、船荷証券・海上運送状、信用状、航空運送、国際複合輸送など、さまざまな部門にわたる膨大な学際的知識が要求されるため、通常の学者の何倍ものエネルギーを研究活動に投入することが必要となるからである。したがって、最近では貿易商務論の優れた専門的業績がまとまった書物の形で出版されることはずなくなつた。

このような状況の中で、本書は、久し振りに出版された貿易商務論の専門書である。私は、貿易商務論を専攻する者の一人として、本書が世に出たことを

大変喜ばしく思っている。

II

本書の総合的な評価については、最後に述べるとして、先ず、本書の各章について簡潔にコメントすれば、次の通りである。

第1章「CIF 契約の特性と本質」では、CIF 契約を外国貿易の不可欠の手段にしたこの契約の利点が分析されている。ここで著者は、Sassoon の有名な『CIF および FOB 契約』をベースとして分析を進めているが、章の終わりの部分で CIF 契約の本質に関して、この契約が物品そのものの売買契約であるか、それとも物品を象徴する船積書類の売買であるかという、かつて英国で行われた議論に触れている。著者も述べているように、この議論は海商法の権威として知られるスクラットン判事の出した判決に由来する。同判事が CIF 契約における船積書類の重要性を強調するあまり犯した勇み足的発言が物議の的になったもので、現在では、当時控訴院が述べたように、「CIF 契約は船積書類の引渡しによって履行される物品の売買契約である」という解釈が定着している。しかし、売主は、先ず物品を船積みしなければ船積書類を揃えることはできないから、CIF 契約においては、物品そのものの本船への船積みと船積書類の引渡しが、重要な義務として売主に重複して課されることになる。すなわち、CIF 契約では、売主の義務は、他の契約には見られない二重性を持っている。売主は、物品を本船に船積みしただけでは不十分で、船積書類を引渡さなければならない。この二重性をどのように表現するか、学者の理論構成能力の見せ所であるが、著者は「書類の引渡しを目的とする象徴的取引」であると述べている。二重性をそのまま認めて、「CIF 契約では、売主は物品を船積みする義務と、物品に関する船積書類を買主に引渡す義務を負う」とするのも一法かもしれない。

第2章「CIF 売買の形成と荷為替信用制度」では、CIF 売買の歴史的形成と荷為替信用制度との関係が論じられている。ここで著者は、CIF 契約が歴史的

に FOB 契約から発展したものであることを説明した後、CIF 契約の本質に関する論争に再び触れている。この部分は、第1章とかなり重複している。次いで、著者は、CIF 売買と荷為替信用制度との有機的な結び付きについて分析している。CIF 売買は、必ずしも荷為替の存在を前提条件とするものではないが、当事者は、荷為替のメカニズムと結び付けることによって、この契約のメリットを最も良く享受することができたとする著者の指摘は、正しい。

第3章「CIF 契約における危険・所有権の移転および海上保険条件問題」では、先ず著者は、CIF 契約における危険の移転について分析し、次いで、所有権の移転について論じている。ここでは、英國動産売買法(英國物品売買法)、ワルソー・オックスフォード規則、インコタームズ、改正米国貿易定義、國際物品売買契約に関する国連条約などの規定について、比較検討が行われているが、最近の売買法における危険と所有権の移転時期についての立法主義の変化に言及していれば、理論展開が一層迫力のあるものとなっていたことであろう。というのは、危険の移転に関する理論構成には、法的に新旧二つのアプローチがあるからである。一つは、英國動産売買法およびその流れを汲む米国統一売買法が採用した古いアプローチで、危険負担者を決定するのに、先ず、物品の所有権が売主または買主の何れにあるかを決定し、所有者に危険を負担させるアプローチである。このアプローチは、危険負担のみならず、売主が代金の支払いを要求できるか否かなど、様々な当事者間の紛争を所有権の所在という決め手を使って解決しようとするもので、所有権一括処理アプローチと呼ばれる。しかし、この所有権万能のアプローチでは、当事者間のトラブルを解決するのに、先ず所有権の所在を確定しなければならない。ところが、所有権は目に見えない抽象的なものであるから、実務的に数々の困難を伴い、その役割を与えた裁判所が悲鳴をあげることになった。そこで、米国統一商法典は、所有権で一括処理するアプローチを捨て、売主と買主の間で発生する個々の問題の解決策を具体的に規定する狭い問題解決型アプローチを採用することになった。インコタームズ、改正米国貿易定義などで、危険は物品の引渡しのときに移転するものとしているのは、米国統一商法典と同じ問題解決型のアプローチが採

用されていることを示すものである。

次に、所有権の移転については、危険の移転に関する新しいアプローチの下では、所有権の所在を確定する必要がなくなった結果、人々の関心が薄れ、厳密に言って何時所有権が移転するかは、あまり問題にされなくなった。しかし、売買契約は、物品の所有権を移転する契約であるから、時に所有権の移転時期が問題となることはあり得る。どうしても所有権移転の時期が知りたい場合には、どう考えれば良いのか。この点については、かつて Vold 教授が主張した分割所有権の理論が、理論構成として最も明快と考えられる。すなわち、売主が船積みに際して担保利益を留保した場合には、所有権は担保利益と受益利益とに分かれ、船積みの時には受益利益のみが売主から買主に移転し、担保利益は売主に残る。その後、担保利益は、代金決済の順序に従って手形買取銀行、信用状開設銀行に移転し、買主が代金の決済を完了すれば、買主に移って消滅し、買主は全所有権を取得する。私は、貿易取引における所有権の移転については、若い頃から、このように考えるのが最も自然であり、実務家にとっても理解しやすいと考えている。著者は「売主が……処分権を留保する場合は、買主が代金決済のために荷為替手形の引受け・支払いを行わなければ、当然、危険も所有権も売主に戻ってくることになる」と述べており、かつてわが国でこのような理論構成が主張されたことはあったが、難解のそりを免れない。

本章の最後に、著者は、CIF 契約で売主が付保すべき保険約款について論じ、1982年 ICC の約款 (C) では不十分で、約款 (B) が適当であるとしている。インコタームズは、最低付保条件を示しているだけで、当事者はこれを合意により自由に変更できるので、不十分であれば、当事者の希望に応じて変更すればよい。インコタームズの最低付保条件を引き上げる必要は、必ずしもないと思われる。

第4章「CIF 契約における船荷証券(B/L)のフォーム」では、受取船荷証券が CIF 契約における有効な提供証券となり得るか否かが分析されている。著者は、当事者間に反対の意思表示がある場合、または、特殊取引で商慣習が存在する場合を除き、受取船荷証券は、CIF 契約における提供証券としては適

当でない、と結論を述べている。CIF 契約においては、売主は物品を本船に船積みする義務があり、一方、受取船荷証券は、運送人が物品を受領したことを示すのみで、本船への船積みを示していないから、一般論としては、CIF 契約における提供証券として認められないと考えるべきであろう。この意味で、私は、著者の見解に賛成である。

第5章「CIF 契約におけるシー・ウェイビルの有効性」では、シー・ウェイビル、すなわち、海上運送状が CIF 契約において有効な提供証券として認められるか否かが考察されている。インコタームズは、1990年版ではじめて、海上運送状を CIF 契約における提供証券として認めたが、著者は「……CIF 契約の特徴は、船荷証券が権利証券であり、物品の象徴となり得るからであり、一般に譲渡可能（negotiable）であるからである。しかしながら、シー・ウェイビルは権利証券ではなく、したがって、物品の象徴とはなり得ず、譲渡可能でもない。それゆえ、他の貿易契約の場合は別として、CIF 契約で使用する場合は、本来の CIF 契約は成立し得ないのではないかと考えられる」「……CIF 契約においては、権利証券たる船荷証券を中心とする船積書類は、CIF 契約の履行に不可欠なものであり、もし当事者がこの船荷証券の代わりに非流通証券のシー・ウェイビルを用いることに合意し、CIF と記されていても、それは法的に、CIF 契約としての資格を持たないのでないかと考えられる」と述べて、ICCの態度に否定的な見解を示している。この著者の見解は、CIF 契約の歴史、そして從来われわれが教えられてきた CIF 契約の本質に照らして、受け入れやすい考え方である。

しかし、CIF 契約といえども商慣習の産物であることを考えると、われわれはこの点についてやや柔軟な態度を採った方がよいのかもしれない。海上運送状が使われるようになったのは、いわゆる船荷証券の危機に対する対策として、船会社がこれを用いるようになったためである。そして、証券による航海中の転売や担保権留保が必要ない場合には、商人も特にこれに反対する理由はないので、CIF 契約であっても海上運送状が使用されるようになった。すなわち、同じ CIF 契約において、証券による航海中の転売や担保権留保が必要な場

合には、船荷証券を用い、そうでない場合には、海上運送状を使用するようになったのである。1990年インコタームズは、このような商人の慣習をそのまま取り入れて、船荷証券と並んで海上運送状を CIF 契約における提供可能な運送書類と認めた。したがって、提供証券が海上運送状であっても、CIF 契約であることに変わりはないのである。

しかし、海上運送状が CIF 契約における提供証券として認められた結果、CIF 契約の本質は変化したのか、と問われれば、やはり変化したと認めざるを得ない。それは、従来の CIF 契約では、権利証券である船荷証券を媒体として行われる航海中の転売・担保権の留保が大きな特徴であったものが、いまや海上運送状が用いられる場合には、証券による航海中の転売と担保権の留保は不可能となったからである。これは、CIF 契約の本質そのものが、商慣習の変化の影響を受けて、変化したと捉えるべきであろう。CIF 契約は、その範囲を拡大し、海上運送状を包含するに至ったため、運賃と海上保険料を売主が負担し、売主と買主の間では船積書類により代金の決済を行うという点だけが、その主たる特徴として残ることになり、航海における証券を媒体とした物品の転々流通および担保権留保については、運送書類として船荷証券が使われる場合に限ることになった。

このような変化は、最近、企業間取引の増加などを反映して、CIF 契約で船積書類による航海中の転売や担保権の留保が実際に行われるケースが激減していることと無関係ではない。子会社や関係会社との取引であれば、転売・担保権留保が行われることはまれで、したがって、通常、船荷証券は必要ない。海上運送状で十分である。しかし、それにもかかわらず、契約は、依然として CIF 契約なのである。

この変化によって、従来、標準取引条件として他の条件を断然引き離して用いられていた CIF 契約は、今後スターの座を降りることになるかもしれない。特に、近年コンテナの普及により、CIP 条件などのいわゆるコンテナ取引条件が ICC によってインコタームズに追加された結果、CIF, CFR などの本船へのまたは本船からの荷渡しを伴う maritime terms は、急速にコンテナ取引条

件によってその地位を奪われつつある。最近の欧州の実情を見ると、CIF などの maritime terms は、穀物などのバラ積み貨物については従来同様に用いられているものの、製品については CIP などコンテナ取引条件によって取って代わられている。ICCは、1997年暮れに出版した、転売を意図した製品のためのモデル国際売買契約においても、maritime terms は推奨できないという態度を探っている。

日本においては、コンテナを使用して、物品を運送人に CY または CFS で引渡している場合でも、依然として CIF、CFR (C&F) および FOB を用いているが、これは日本の貿易関係者がインコタームズに CIP などのより良い選択肢が用意されていることを知らないために起こっている現象であって、貿易関係者の不勉強もさることながら、ICC のインコタームズに関する普及啓蒙活動に問題があるものと思われる。

第6章 「Incoterms 1990における CIF 条件の若干の問題点」では、インコタームズ1990の CIF 条件が詳細に解説されている。その内容は、初学者が CIF 契約とは何かを学ぶ際に、必要にして十分な懇切丁寧なものとなっている。

第7章 「Uniform Commercial Code における CIF 条件の若干の問題点」では、著者も指摘しているように、CIF 条件等の代表的貿易定型取引条件に関する規定を設けた世界でも数少ない成文法である米国統一商法典 (UCC) における CIF 条項を、インコタームズ1990をはじめとする他の国際規則と比較検討し、その過程でCIF条件における米国流の解釈が整理されている。ここでは、UCC の規定が、1990年インコタームズとの比較において論じられているが、UCC は1951年に成立し、米国各州の議会に採択が勧告されたもので、シー・ウェイビルも EDI も存在しなかった時代の所産である。したがって、両者を同じ平面で比較しても意味がない。UCC は、例えばシー・ウェイビルの存在を知った上で、CIF 売買における運送証券を流通性のある船荷証券に限定したわけではない。また、UCC が作られた当時、EDI はなかったのであるから、UCC における CIF 条項に EDI メッセージに関する規定がないのは、むしろ当然である。したがって、著者が本当に言いたいのは、UCC は今や時代遅れの

産物になってしまっており、今後時代の要求に応えて改正されるべきであるということであろう。UCC は、著者が述べているように、「まずペーパーレスの規定を目指し、船積書類の EDI 化の規定から取り入れ、そして、為替手形・信用状の電子化に代表される金融 EDI 化の動きに対応したものに今後漸次改正していく必要がある」のである。

第 8 章「信用状取引と CIF 条件」では、信用状取引の特色が CIF 条件との関連で考察されている。ここでは、信用状取引の概要が、ICC の1993年信用状統一規則に従って、特に CIF 契約との関連に留意しながら、やや詳細に解説されている。第 6 章と同様に、貿易実務の初心者にとって極めて理解しやすい内容である。

補論「新 CIP 条件の若干の問題点」では、いわゆるコンテナ取引条件の一つとして、伝統的な CIF 条件の地位を脅かす可能性のある CIP 条件について、一般的な解説が行われている。ここで重要なことは、著者が、CIP 契約は、CIF 契約と似て非なるものであると指摘していることである。その理由は、「CIP 契約においては、売買契約に定められた通りに代金を支払えばよく、船積書類の引渡しに対して代金を支払う必要ないと解釈もできる」からである。この指摘は、CIF 契約（および CFR=C&F 契約）を他の契約と比較した場合、本質をついている。CIF 契約における売主の第2の義務、すなわち、船積書類の引渡しの義務が、CIP 契約の場合には、絶対的なものとはなっていないからである。もちろん、船積書類によって代金決済を行うこともできるが、そうでなくてもよいのである。これは、インコタームズの他の契約についても、同様である。

III

さて、以上を踏まえて、本書を総合的に評価すると、CIF 契約についておよそ現時点で考えられる論争点、問題点を余すところなく、わかり易く論じており、CIF 契約に関する専門的研究書として、その網羅性、明解性において優れ

た長所を持っている。本書の内容は、著者が多年蓄積した研究の成果を集大成したものと思われるが、地味な研究を積み上げ、このような成果に結び付けたことに対して、深甚なる敬意を表したい。

なお、公平であるべき評者としての責任上、敢えて蛇足として本書の問題点を指摘するとすれば、次のような点を挙げることができる。

第一に、本書は、いくつかの独立した論文を本の形に纏めたためか、CIF 契約の本質、CIF 契約における提供書類としてのシー・ウェイビル（海上運送状）の妥当性など、主要な論点について、類似の内容が重複して収録されている。一冊の本として纏める場合、重複する部分は整理して、論旨を明快にすべきではなかったか。

第二に、重要な論点について、「極めて難しい問題である」として結論を出すのを避けている箇所が散見される。例えば、所有権の移転に関して43頁、シー・ウェイビルに関して80頁にこのような記述がある。かかる重要なポイントについては、難しい問題ではあっても、前途有為な貿易商務論の学者である著者には、敢然と挑戦し、自分なりの結論を出して欲しかった。もしこの本の中で著者なりの結論を一応出しているのであれば、このような弱気な発言でその効果を弱める必要はなかった。

第三に、これは何かの勘違いによるものと思われるが、英國の海商法の権威としてあまりにも有名なスクラットン (Scrutton) 判事の名前のスペルに誤植が見られる。すなわち、14頁、15頁、27頁の4回にわたり Scurutton となっている。

しかし、このような問題点は、次回改訂の際に容易に改善することが可能であり、本書の価値を大きく減殺するものではない。

最後に、私は、本書を改訂する場合、CIF 契約に固執せず、本書の内容を拡張して、他の契約も包含した貿易商務論全体についての書物に衣替えすることをすすめたい。というのは、本書は、CIF 契約と無関係ではないが、必ずしも CIF 契約だけの問題ではない多くの事項に触れており、CIF 契約に範囲を限定するにはあまりにも広範にわたっているからである。また、上述したような

CIF 契約そのものの一般的退潮傾向を考えると、著者の今後の研究分野を伝統的な CIF 契約に限定することは得策でないようと思われる。むしろ CIF 契約を巡る環境の変化を好機として、著者が既に並々ならぬ興味を示している貿易取引の EDI 化の研究を深化することを期待したい。